

## 交換契約書 (案)

1 契約事項 北海道今金高等養護学校実習用運搬車交換契約

2 交換する自動車等

(1) 発注者が交換に供する自動車

ア 規格 車種 ニッサンADバン  
車台番号 VFY10-165830

イ 数量 1台

ウ 価格 金 円

エ 引渡場所 北海道今金高等養護学校 駐車場

(2) 受注者が交換に供する自動車

ア 規格 別紙「仕様書」のとおり

イ 数量 1台

ウ 価格 金 円

エ 納入場所 北海道今金高等養護学校 駐車場

オ 納入期限 令和5年3月31日

3 交換差金 金 円

4 交換に伴い受注者が代納する保険料等

(1) 自動車損害賠償責任保険料（発注者を申込人（保険契約者）とする自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約の締結に係る保険料をいう。） 23,870 円

(2) 自動車重量税（自動車重量税法（昭和46年法律第89号）の規定に基づく自動車重量税をいう。） 13,200 円

(3) リサイクル費用（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）の規定に基づく再資源化等預託金、情報管理預託金及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）の規定に基づく再資源化預託金等の管理に関する料金をいう。）  
円

5 契約保証金 免除

上記自動車の交換について、発注者 北海道と供給人 （以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 北海道  
北海道教育庁檜山教育局長 近 藤 史 郎

住所  
受注者 氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の交換に供する自動車を納入期限までに納入場所に納入し、発注者は、頭書の交換に供する自動車の引渡しを行うとともに、その対価である交換差金並びに代納した自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及びリサイクル費用（以下「交換差金等」という。）を受注者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知（第5条の通知を除く。）、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(自動車損害賠償責任保険の譲渡等)

第3条 発注者は、発注者の交換に供する自動車に係る自動車損害賠償責任保険契約に関する一切の権利及び義務を受注者に譲渡し、受注者はこれを譲り受けるものとする。

なお、発注者は、発注者が交換に供する自動車について、再資源化預託金等の預託を行っている場合は、当該自動車に係る再資源化預託金等を預託したことを証する書面を受注者に引き渡すものとする。

2 この契約により引き渡す自動車の付加価値は、次に掲げる経費の額以内とし、頭書第2項(1)のウの価格の内数とする。

(1) 自動車損害賠償責任保険に係るもの 次の算式により計算して得た額

$$\text{全保険期間に係る保険料} = \frac{\text{全保険期間に係る保険料} \times \text{経過日数}}{\text{全保険期間（日数）}}$$

(2) 自動車重量税法（昭和46年法律第89号）の規定に基づく自動車重量税に係るもの 次の算式により計算して得た額

$$\text{現自動車検査証に関し納付した自動車重量税の額} = \frac{\text{現自動車検査証に関し納付した自動車重量税の額} \times \text{経過日数}}{\text{現自動車検査証の有効期間（日数）}}$$

(3) 自動車リサイクル法の規定に基づく再資源化預託金等に係るもの 再資源化等預託金及び情報管理預託金

(自動車損害賠償責任保険の付保等)

第4条 受注者は、発注者の指示に従い、この契約に基づき発注者に引き渡すべき自動車に関し、その引渡しの日までに発注者を申込人（保険契約者）とする自動車損害賠償責任保険契約を締結して当該保険料を代納し、並びに自動車重量税及びリサイクル費用を代納するものとする。

(納入及び検査並びに引渡し)

第5条 受注者は、納入場所に自動車を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 自動車の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えるなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 発注者は、受注者の交換に供する自動車の引渡しを受けた日以後直ちに発注者の交換に供する自動車を受注者に引き渡すものとする。

(中間検査等)

第6条 発注者は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について受注者に報告を求めることができる。

2 前条第3項の規定は、中間検査に準用する。

(交換差金等の支払)

第7条 発注者は、受注者の交換に供する自動車の引渡しを受けた後、交換差金等を発注者が受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 交換差金等の支払場所は、北海道檜山総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(履行遅滞)

第8条 受注者は、納入期限までに受注者の交換に供する自動車を納入することができないときは、その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、発注者が納入期限の延期を承諾したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合又は発注者の責めに帰すべきものである場合を除き、受注者は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第5条第4項の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となるときにあっては、当該合格しない自動車の検査に発注者が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る自動車の価格につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により前条第1項の交換差金等の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

4 発注者が、その責めに帰すべき理由により、第5条第2項の検査期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、前条第1項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、受注者の交換に供した自動車が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その自動車の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、発注者の交換に供した自動車について直ちに発見することができない契約不適合があった場合であっても、その責めを負わないものとする。
- (危険負担)

第10条 第5条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた受注者の交換に供する自動車についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

- 2 第5条第5項の引渡しの前に生じた発注者の交換に供する自動車についての損害は、発注者の負担とする。ただし、受注者の責めに帰すべき理由による場合は、受注者の負担とする。
- (秘密の保持)

第11条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。
- (発注者の催告による契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに物品の納入及び引渡しを完了しない場合又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 物品の納入及び引渡しを完了することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に交換差金債権を譲渡したとき。
- (7) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第14条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第21条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 受注者が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。))。
- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。))における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における

課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第15条 第12条各号又は第13条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第12条又は第13条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約解除権）

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第17条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第9条第1項に規定する契約不適合があるとき。
  - (2) 第12条又は第13条の規定により、物品の納入及び引渡し後に契約が解除されたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、受注者の交換に供する自動車の価格の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第12条又は第13条の規定により物品の納入及び引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 物品の納入及び引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合（第13条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が受注者の交換に供する自動

車の価格の10分の1に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が受注者の交換に供する自動車の価格の10分の1に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第20条 発注者は、引き渡された物品に関し、第5条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

なお、当該自動車のエンジン内部機構、動力伝達機構、ハンドル機構又は前後アクセル機構のうち、受注者が指定する部品については、引渡しを受けた後2年間又は走行距離5万キロメートルまでの間に欠陥が現れたときは、これを無償で補修させ、又は部品を取り替えさせることができるものとする。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条本文の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（不正行為に伴う賠償金）

第21条 受注者は、この契約に関して、第14条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として交換差金の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(契約保証金の返還)

第22条 発注者は、受注者がこの契約を履行したとき、発注者が第13条第6号若しくは第8号又は第14条の規定によりこの契約を解除したとき又は受注者が第16条の規定により契約を解除したときは、契約保証金を受注者に返還しなければならない。

(相殺)

第23条 発注者は、受注者に対して違約金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、交換差金請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。